

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の活躍に向けた行動計画と女性活躍に関する情報について公表いたします。

(計画期間)

2021年4月1日～2026年3月31日

(計画内容) ※2023年6月一部改正

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合について以下の水準を維持する。
 - 大学教員（専任 30.0%、非専任 60.0%）
 - 中学校・高等学校教員（専任 50.0%、非専任 60.0%）
 - 小学校教員、幼稚園教員、保育士（専任 50.0%、非専任 60.0%）
 - 事務局職員（専任 50.0%、非専任 60.0%）
- ②労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間について、15時間未満とする。

(取組内容)

- ①女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報
- ②組織のトップから長時間労働是正に関する強いメッセージの発信

(取り組みの実施時期)

- ①2022年度末までに実施
- ②2021年度末までに実施

以上
学校法人 西南学院